平成 23 年度 私立専門学校等第三者評価

評価報告書

【 大阪医療福祉専門学校 】

平成 24 年 3 月 31 日



目 次

Ι	総言	平77
Π	点検中項	[目の評価結果
	基準1	教育理念·目的·育成人材像等 ······83
	基準2	学校運営84
	基準3	教育活動85
	基準4	教育成果88
	基準5	学生支援 ·····89
	基準6	教育環境91
	基準7	学生の募集と受け入れ ・・・・・・・・・・・92
	基準8	財 務93
	基準9	法令等の遵守 ・・・・・・・・・・94
	基準10	社会貢献95

I 総 評

基準1 教育理念・目的・育成人材像等

大阪医療福祉専門学校(以下、「当該専門学校」という。)は、大阪市淀川区に位置し、平成 14(2002)年に学校法人大阪滋慶学園(以下「設置法人」という。)が設立した、医療・福祉分野における技術者等の養成を目的とした私立専門学校である。

開校時は、医療技術者を養成する理学療法士学科、作業療法士学科、視能訓練士学科、言語聴覚士学科、福祉人材を養成する医療福祉管理学科をそれぞれ設置して発足した。

平成 21(2009)年 4 月、医療機関の管理業務従事者を養成する医療経営情報学科を、平成 22(2010)年 4 月、医療事務従事者を養成する医療秘書専攻科を新たに設置している。

現在、昼間の医療専門課程に修業年限 3 年の理学療法士学科、作業療法士学科、修業年限 1 年、4 年の視能訓練士学科、修業年限 2 年の言語聴覚士学科、夜間の医療専門課程に修業年限 4 年の理学療法士学科、作業療法士学科を設置している。

また、昼間の教育・社会福祉専門課程に修業年限 4 年の医療福祉管理学科(平成 21(2009)年度から募集停止)、医療経営情報学科、修業年限 1 年の医療秘書専攻科、夜間の教育・社会福祉専門課程に修業年限 1 年の医療秘書専攻科を設置している。

理学療法士学科、作業療法士学科、視能訓練士学科、言語聴覚士学科は、それぞれ、厚生労働省指定の理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士の指定養成施設であり、平成 23(2011)年 5 月 1 日現在、学生数は 856 名である。

当該専門学校では、教育理念・目的・育成人材像ともに、明確に定め、明文化して、教職員、学生等に 周知している。

当該専門学校と設置法人は、「職業人教育を通じて社会に貢献する」ことをミッションとしている。

また設置している学校共通の建学理念として、「実学教育」、「人間教育」、「国際教育」の実践を掲げ、 基本的な考え方として、4 つの信頼、①学生・保護者からの信頼、②高等学校からの信頼、③業界からの 信頼、④地域からの信頼、を行動の基盤とすることで、ミッションの達成を目指している。

必要とされる育成人材像は、社会背景によって絶えず変化すると認識し、医療関係技術者養成制度の動向や関連業界が求める育成人材像に教育活動を反映させることで、その変化に的確に対応した学校運営を目指している。

就職支援、国家資格試験対策、中途退学率の低減に優れた取組みを行っており、学校での学修を生かすことができる各専門分野への専門就職率の実績は、平成20(2008)年度から22(2010)年度3年、全学科平均で99.5%である。

また、平成 20(2008)年度から 22(2010)年度 3 カ年の国家資格試験の合格実績は、全国平均を超える 水準を維持している。

基準2 学校運営

学校運営は、設置法人の 5 カ年計画の運営方針に基づき、学校の「事業計画」として、方針、目標、執行体制が明確に定められており、「事業計画」は、毎年度 3 月、全教職員研修会で周知徹底している。

事業計画策定にあたっては、特に社会環境の変化や毎年度の経営状態を考察し、前年度事業計画を検証して、次年度の事業計画を定めていくことを重視している。

運営組織や意思決定システム、意思決定及び意思決定に関与する各種会議等は、「事業計画」及び「組織及び教職員に関する規程」に明確に示されており、人事管理や経理等学校運営に必要な規則、規程を整備し、運用している。

業務効率化を常に課題として捉え、学籍簿等の学生情報から人事管理等の業務処理について、一元化された情報システムにより管理している。

情報管理に関しては、「情報機器管理規程」を整備し、特に個人情報に関しては、学内に「個人情報取 扱委員会」を設置するなど情報の保護管理に配慮している。

基準3 教育活動

各学科の教育目標に関連する関連業界が必要としている人材像の育成を目指した教育活動を行うことを明確にしている。

理学療法士学科、作業療法士学科、視能訓練士学科、言語聴覚士学科は、国家試験の受験資格を得ることができる指定養成施設であり、関連法令に定められた教員、授業科目、授業時間数等を満たしたものになっている。教育課程(カリュキュラム)は、一般教養科目、専門基礎科目、専門基礎技術、専門応用科目、専門店用技術に分類し、修業年限の中で体系的に積みあげて学べるよう編成している。

また、関連業界が求める人材動向を把握するため、実習先の指導者、職能団体、指定養成施設団体等から情報を収集している。

授業計画は「教育指導要領」等に明記されており、科目シラバスが作成されている。授業計画の進行は、 中間時期でチェックし、年度末に総括的な検証を行って次年度に活かしている。

関連法令や専修学校設置基準等に基づき、必要資格を有するなど、専門性を重視するとともに学校の教育理念・方針、育成人材像への理解が深い教員を採用している。

採用に当たっては、教員自身が自らのスキルアップに積極的で、研究成果等を学生に還元することに努める姿勢を重要視している。教員の学術研究活動は、「学術活動報告書」としてまとめられ、学内で活用されている。

キャリア教育は、入学前から在学中、そして、卒業後のキャリア形成も支援する体制を整備するなど体系化を図り、教育課程(カリュキュラム)に組込んで実施している。

授業評価は一部の学科で、授業アンケートを実施しており、今後、授業内容の質の向上に向け、全学 科での実施を目指している。

成績評価及び履修認定の基準は、学則及び学則施行細則、各学科内規に定め、教職員に対しては、「教育指導要領」において、学生には「学生便覧」に明記し、周知を図っている。

資格取得の指導体制は、教育課程(カリュキュラム)の中で取り組む一方、学生の習熟度に合わせ、授業時間外や休日の補講、補習を実施している。

また、設置法人及びグループ全体で組織された「国家試験対策センター」において、総合的な対策が執 られ、設置法人等の同種の学校と連携を図るなどグループとしての強みを活かしている。

基準4 教育成果

開校以来、目標としている、学修した専門分野への就職率100%をほぼ達成している。

就職に関する専門部署として「キャリアセンター」を整備し、就職担当教員を構成員とする「就職委員会」の設置など、学内組織体制の確立と教職員の連携が確保されている。具体的な就職指導に関して、入学前から動機づけを行い、初年次からの就職活動指導など、優れた取組みを行っている。

医療専門課程の学科では、国家資格の取得が直接、就職に結びついており、これらの学科では、学科ごとに 100%合格を目標に指導体制を整備している。国家試験対策の中心に「国家試験対策委員」を置き、設置法人等により組織されている「国家試験対策センター」と連携を取りながら、情報収集、試験結果の検証などを行い、国家試験合格率の向上を図っている。国家試験の不合格者には、卒業後も本人の希望に応じて、無料で講義に参加できるなど継続した支援・指導も行っている。

退学率の低減においては、中途退学率 4%以下を目標に、退学原因の分析を基に、教育課程(カリュキュラム)・学校行事の工夫など、教育からのアプローチとカウンセリングや教員間の連携などの対策により、中途退学率は、開校以来、平均 5%前後で推移している。

卒業生の活躍及びその評価の把握に積極的に努めている。卒業生の活躍状況は、各種の学術研究会の発表実績、講師としての登壇などで把握している。在校生の評価は、実習先の指導講師等からの聴取などで行っているが、継続して同一機関・団体の実習先を確保していることや求人票の質・量の状況から一定の評価はされているとしている。

基準5 学生支援

「入学した学生を、学んだ専門知識・技術を生かすことができる職種に、全員就職させること」を目標に、 キャリアセンターを設置し、学生の就職活動を支援している。キャリアセンターは、卒業年次の学生のほか 初年次の学生や卒業生に対する相談にも応じている。

学生相談体制は、「スチューデントサービスセンター」という名称で学生相談室を設置し、学生生活全般における不安や悩みの相談に応じている。

カウンセリングの必要な学生に対して、週2回来校する専任カウンセラーが相談にあたるが、全教職員が、カウンセリングマインドを持つことが重要であるとのことから、設置法人等の独自のカウンセリング資格制度を設けている。

学生の経済的支援として、専門的研修を受けたフィナンシャルアドバイザーを配置し、公的な奨学金制度の紹介など、学費についての相談に応じている。学生の事情に応じて、学費の分納を認めている。

学校保健安全法に基づく定期の健康診断は、毎年度4月に実施している。また、禁煙の指導や一人暮らしセミナーの開講など、学生の日常生活での健康保持についての啓発を行っている。

課外活動は、バレー部、サッカー部、華道部などが活動しており、各部に顧問として教職員が携わっている。

遠方から入学する学生に対して、設置法人が設置する学校と合同で、指定学生寮を設置している。

保護者との連携では、定期的な保護者会の開催や年2回成績通知とともに、「学園新聞」や各学科で開催される行事の案内など配布し、学生の状況について、情報発信している。

卒業生への支援では、スキルアップのためのキャリアアップセミナーの実施やキャリアセンターで再就職の相談に応じている。

基準6 教育環境

施設・設備は専修学校設置基準及び厚生労働省指定養成施設としての要件を満たしている。

また、医療・福祉のスペシャリストとしての技術を磨くための施設や機器を完備し、現場と同じ環境を提供するよう努めている。

学外実習(現場実習)・海外研修等は、現場体験として重要な位置付けをしている。

学外実習は、現場実習の目的が十分果たせる実習先を確保し、初年次から実習の事前教育として「見学実習」を導入して、実際の実習が円滑に進めることができるよう工夫している。

教育理念にある「国際教育」の実践として、全学科において、海外研修を実施、履修認定しているが、国内でも可能なプログラムを用意して不参加の学生にも配慮している。

防災については、「防災規程」、「防災マニュアル」により、教職員の役割分担、学生への情報提供などの体制を整備している。年1回、避難訓練を実施し、一人暮らしの学生を対象とした一人暮らしセミナーの中でも火災などの防災への注意喚起を行っている。

AED や備蓄水、防災設備など救急時における機器・備品も準備され、定期的な点検も実施されているがAEDの使用方法について全教職員への講習が課題である。大規模な災害発生時に対応するため、携帯電話による学生等の安否確認システムを稼働させている。警備員の配置や防犯カメラの設置など学校の安全対策にも力を入れている。

基準7 学生の募集と受け入れ

社団法人大阪府専修学校各種学校連合会に加盟し、同会の定めたルールに基づいた募集開始時期、 募集内容(入試日程、入試制度、特待生試験、学費明記など)を遵守している。

入学案内やホームページへの掲載内容は、設置法人内に「広告倫理委員会」を設置し、広告等に関する方針を示し、当該方針に基づき、事務局長や広報責任者がチェックするなど、受験生に対して、正確な情報提供を行うことを心がけている。

学校説明会等への参加は、複数回の参加を促すなど資格取得や就職実績など紹介を通して、当該専門学校の教育活動を理解した上での入学を勧奨している。

入学選考については、学則及び学内で決定した方針に基づいて実施している。当該方針に基づき、実施内容は、募集要項に明記し、合否は、法人役員を加えた判定会議の審議を経て、学校長が決定している。

学納金は、収支計画を立て算出され、理事会で承認を受け決定している。毎年度、算定基礎である教育研究経費などの支出については、見直しを行っている。年間に徴収する学納金や経費は、必要額を全て明示する方針で、入学辞退者に対する授業料等の返還は、学則に定め、適正に処理している。

基準8 財務

当該専門学校は在籍者数の増加に伴い学生生徒等納付金も増加傾向にあるが、収入と支出を比べると、 結果として、消費収支差額は 100%以上となっている。在籍者が増加傾向にあるとはいえ、引続き、定員 充足が課題であり、年度収支の改善に向けた一層の取組の強化が望まれる。

一方、法人全体では、流動資産と固定資産のバランスが良く、現金・預金の状況から、財務基盤は安定 しているといえる。

予算の編成及び執行に関する規定は、「寄附行為」、「予算管理規則」、「経理規則」に定められている。 単年度予算の編成は、収支計画に基づき、適切な手続きを経た上で確定し、組織内で周知徹底が図られている。 予算の執行は、四半期毎に法人に報告し、予算実績対比等管理する仕組みを整備している。

監査は、法人寄附行為に基づき監事が監査を行い、その結果を理事会、評議員会に報告するとともに、 別に公認会計士による指導を実施している。

財務情報の公開は、私立学校法の規定に基づき、「財務情報公開規程」を整備し、開示請求に対応する体制を整備している。

基準9 法令等の遵守

法令や設置基準の遵守については、専修学校設置基準や各種関係法令を遵守するとともに、設置法人が「コンプライアンス推進規程」を整備している。

また、コンプライアンスを法人内で徹底させるための組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、行動 規範や規程の策定、研修の実施、内部通報についての処理などを行っている。

個人情報に関しても、「個人情報保護基本規程」を整備し、設置法人内に「個人情報保護委員会」を、 学内に「個人情報取扱委員会」を設置し運用している。

教職員に対しては、就業規則等に個人情報保護を明記し、定期的な研修の実施に加え、各教職員から「個人情報保護誓約書」を提出させるなど、その徹底を図っている。

自己点検・自己評価への取り組みは、学則に規定し、「自己点検・自己評価に関する規程」を整備し、 平成22(2010)年8月、自己点検・評価を実施し、報告書をまとめている。

平成 23(2011)年から特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構(以下「機構」という。)に加入し、機構の定めた基準項目により自己評価に基づく第三者評価を受審し、評価結果の公表の意思を明確にしている。

基準10 社会貢献

当該専門学校は、国家資格取得を目指す学科が多く、定められた教育課程(カリュキュラム)との関係で時間的な制約があるが、言語聴覚士学科の附属施設として言葉とコミュニケーションに困難を抱える地域の方々への相談・訓練のために「ことばの相談室」を設置している。また、視能訓練士学科における視覚異常の早期発見のための「幼稚園健診」、「保育園健診」を教員の指導及び確認の下に行っている。

両事業は、学生の臨床経験を豊かにする機会提供であるが、社会貢献としても有効に機能している優れた取組みといえる。

今後も、地域や関連業界との連携は、不可欠であると認識しており、教育資源を生かした社会貢献に積極的に取組んでいきたいとしている。

学生のボランティア活動は、学生の積極性や自発性など、社会性を育む上で、有意義であると認識し、「ボランティア規程」を定め、活動を推進している。

活動の場所の確保は、近隣の福祉施設、医療機関、自治体等と連携している。教務部において、学科毎に窓口を設置し、各団体との調整や参加者募集などを行っている。

今後、学校教育との両立を図りながら、ボランティア活動の範囲を広げ、学生のボランティア活動を支援 するために教務部のコーディネーター機能をさらに充実させていくとのことである。

Ⅱ 評価結果一覧

基準1 教育理念・目的・育成人材像等

1-1 理念・目的・育成人材像は定められているか

可 建学以来、「実学教育」、「人間教育」、「国際教育」の実践を「教育理念」に掲げ、医療及び福祉の現場を支えるスペシャリストの育成を目指している。

また、学科ごとに関連する業界で必要とする人材を育成することを「教育目標」、「育成人材像」とし、教育課程(カリキュラム)の編成や授業改善などの教育活動に反映させている。

教育理念・育成人材像等を達成するため、入学前から在学中、卒業後まで、一貫した教育プログラムを構築している。

教育理念等は、教職員に対しては、「教育指導要領」等の文書、会議、研修会を通じ、周知 徹底を図っている。

学生、保護者・高等学校・業界関係者に対しては、それぞれ「学生便覧」、「入学案内」等の文書、各種説明会等を通して、周知している。

1-2 学校の特色はなにか

可 特色としては、まず、専門分野への就職率の高さが挙げられる。当該専門学校は、各学科毎に関連する専門分野への就職実績を「専門就職率」として重要視し、100%の「専門就職率」を達成するため、専門教育とキャリア教育に体系化した教育内容を実施し、平成 20(2008)年度から22(2010)年度の3年間、専門就職率の実績は、全学科平均99.5%である。

一方、医療専門課程の学科は、すべて国家資格取得を目指す学科であり、入学前から基礎 学力の確認学習を実施し、在学中は国家試験対策のための正規科目を中心に一貫した教育 プログラムを用意し、卒業後も不合格者には、継続して補習を受ける体制を整えるなど、全員の 国家資格取得を目指した教育システムを確立し、実践している。

1-3 学校の将来構想を抱いているか

可 設置法人において、「組織目的」、「運営方針」、「実行方針」、「各学校毎の新規事業計画」 を構成内容とした「5カ年計画」が策定されている。

この「5カ年計画」に基づき、当該専門学校の「事業計画」は、策定されている。

事業計画の中で、職業教育機関としての「5 年後の将来像」を示し、達成のための方策として「強い組織運営力」、「関連する業界との連携」、「海外の職業教育機関との連携」の強化といった具体的な目標を挙げている。そして、目標の達成のため、収支バランス保持のため、経費比率など財務指標を明確にするとともに、組織内の人材育成が重要であるとし、教職員のスキルアップを目指すための研修の見直しなど、具体性のある課題を掲げており、中長期的な視点で学校運営に当たっている。

基準2 学校運営

可

2-4 運営方針は定められているか

可 設置法人が定める運営方針に基づき、当該専門学校の「運営方針」、「目標」、「組織体制」 などを事業計画中に定めている。

運営方針は、学校運営に携わる全ての教職員の共感を得ることが重要であるとの認識から、「学校運営会議」、「学校全体会議」、「学科長会議」等の学内会議の他、各種の研修の機会を通して周知徹底している。

2-5 事業計画は定められているか

可 設置法人の定めた 5 カ年計画に基づき「事業計画」を策定している。事業計画は、毎年度 10 月、当該年度の全事業の検証し、問題点の抽出し、さらに、内外の社会環境の変化を考慮して、次年度の新規事業等を検討するという過程を経て策定している。

事業計画の執行体制は組織図と職務分掌において、権限と役割分担を示し、目標を定性的な目標と定量的目標に区分し、定量的目標は具体的に就職率など数値目標として示している。

また、事業計画書には、教育活動、広報活動、就職支援活動、学校行事計画などの年間スケジュールも詳細に定めている。

事業計画の執行上のチェックは、①法人理事会、学内の②運営会議、③学科長会議、④学科及び事務局会議において行われ、設置法人と学校の双方から、それぞれ事業計画の進捗管理を行っている。

2-6 運営組織や意思決定機能は、効率的なものになっているか

「運営組織」や「意思決定」及び「意思決定に関与する各種会議」等は、「事業計画書」に明確に示され、「組織及び教職員に関する規程」に規定されている。

運営組織は、設置法人と学校との関係を含め、組織図で示し、意思決定に関与し、また、決定機関である会議は、それぞれの権限と職務分掌が明確になっている。

事業計画を確実に執行し、学校・学科等の組織目標を達成させるために、これら意思決定機能が効率的に運用されているかについて、毎年度、検証を行い、見直しをしている。

2-7 人事や賃金での処遇に関する制度は整備されているか

可 教職員の採用や人事管理は、設置法人において一括して行っている。事業計画で定められている「採用計画」や「人材育成計画に」基づき採用や人材育成が行われている。

「就業規則」に教職員の職能資格に応じた等級を規定し、「給与規程」に賃金の取扱基準を定めている。

成果に応じた目標管理制度を導入している。本制度の様式に基づき、上司との面談が定期的に実施されている。本制度は、教職員一人ひとりの能力や業績を把握するとともに、キャリア形成支援にも活用されている。

2-8 意思決定システムは確立されているか

可 意思決定に関しては、「組織及び教職員に関する規程」、事業計画に示された「意思決定システム」及び「職務分掌」のルールにより運用している。

事業計画にある「意思決定システム」の項で、意思決定、又は意思決定に関与する会議名と メンバー、会議内容、権限を明確にしている。

「組織及び教職員に関する規程」及び事業計画中の「職務分掌」の項で、学校長、事務局長などの職務権限と職務内容を明確にしている。

また、予算及び予算の執行や会計処理の権限の範囲と事務処理は、設置法人の「予算管理規則」、「経理規則」に基づき事務処理されている。

2-9 情報システム化等による業務の効率化が図られているか

可 学校運営に学務や教務の管理、人事管理、会計管理などの業務処理は、「専門学校基幹業務システム」によって処理されている。

学生に関わる教育活動・就職活動・学費納入状況などの情報は、一元化され、個々の学生に対する指導に活用されている。当該システムは、関連企業への業務委託により運用管理している。セキュリティ体制は、「情報機器管理規程」を制定し、運用している。

PCとの接続やデータ利用は、認証業務として限定し、ID・パスワードも管理されている。

基準3 教育活動

3-10 各学科の教育目標、育成人材像は、その学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方 向付けられているか

可 教育目標に関連する業界が必要としている育成人材像に沿って教育活動を行うことを明確にしている。

そのため、実習先の指導者、職能団体、養成指定施設団体などから情報収集するとともに今日的な課題をテーマとしたセミナーの開催や継続した専門分野交流会などを通して、学校、業界のネットワークを構築している。

また、関連する業界が必要とする人材要件、雇用の動向や課題等の把握にも努めており、把握した内容を毎年度の学科の教育目標や教育内容の改善に反映させている。

3-11 修業年限に対応した教育到達レベルは明確にされているか

可 「教育指導要領」や各学科毎の目標において、学期ごと、学年ごとの目標を示し、修業年限の中で到達目標を設定し、教育課程(カリュキュラム)を編成している。

科目毎に授業計画(シラバス)を作成し、中間時期でのチェックを行い、年度末には、総括的検証を行って、次期計画に活かしている。

到達目標は、科目ごと、毎回の授業ごとに学生に明示され、学期末に到達すべき目標に段階的に導く指導方法を執っている。 特に国家資格取得を目標とする学科は、国家試験時期を目標に授業を進め、直前には補講や自主学習のために夜間、休日の教室開放など、学習支援を行っている。

3-12 カリキュラムは体系的に編成されているか

「 養成施設に指定されている学科の教育課程(カリュキュラム)は、関係法令の規定科目を基本に編成されている。科目を一般教養科目、専門基礎科目、専門基礎技術、専門応用科目、専門応用技術に分類し、修業年限の中で体系的に積みあげて学べるよう編成している。

特に専門基礎科目を円滑に習得するために入学前に、理数系の知識を確認し、補完教育を 実施するとともに初年次教育では、ノートへの記述、文献検索の方法など、専門科目を学ぶた めに必要な基礎、基本なども教授している。

また、専門分野からテーマを選び文献調査、データ収集・加工・分析、考察などにより、論理 的思考や問題解決能力を養うことを目的に「卒業研究」も導入している。

各学科では、臨床実習が重要な位置を占めることから、円滑に実習が行えるように、実習前には、コミュニケーションスキル能力の習得状況、自己到達度の確認のため「OSCE(客観的臨床能力試験)」を取り入れている。

教育課程(カリュキュラム)の編成は、教務部と各学科から構成したカリュキュラム委員により、 実習先、外部講師の意見、医療、福祉教育の現状などを検討の上、改訂を進め、改訂案は、 学校長、事務局長が了承し、決定する体制になっている。

※OSCE(客観的臨床能力試験): 医学部など医療系学部の学生が臨床実習を行うための臨床 能力を試す実技試験、1975年英国で開発され、現在世界数十カ国で導入されている。

3-13 学科の各科目は、カリキュラムの中で適正な位置づけをされているか

可 各科目の配分については、一般科目と専門基礎科目を初年次に学ぶとともに早期に現場を 見せる「見学実習」も導入している。上級の学年では、臨床実習の前に専門科目を学ばせるな ど各科目と臨床実習との間の関連性なども考慮し、適切な科目配置となるよう努めている。

授業計画(シラバス)は、「講義概要」、「科目目標」、「試験」、「教科書・教材」、「到達目標」等記載項目を統一して作成し、学生が授業内容をイメージできるように配慮している。

授業時間の配分は、専門基礎科目は、学ぶ時期、関連科目を集中配置させるなど、授業実施時期、時間割について工夫している。

授業実施については、専任教員と非常勤講師の連携を図るため、講師会議を開催し、関連科目間の連携と教育理念の共有を図っている。シラバスを細分化したコマシラバスの作成については、現在検討を進めている。

3-14 キャリア教育の視点に立ったカリュキュラムや教育方法などが実施されているか

可 医療・福祉分野の高度な専門知識、技術の修得に加え、職業人として必要なコミュニケーション能力などの人間力の向上を目指したキャリア教育を展開している。

キャリア教育について、教職員が共通の認識で取り組めるよう指導用に「キャリア教育ロードマップ」を作成し、配付している。

入学前から、コミュニケーション能力を身につけさせ、在学中はあいさつを基本に、マナーや チームワークを学び、学校で修得した知識・技能を職場において十分生かせるよう、キャリア教 育について、一貫した教育プログラムを用意している。

卒業後も、同窓会を中心に、専門技術講習会や各種学術セミナーを定期的に開催し、スキルアップの支援を図り、転職の相談などにもきめ細かく対応している。

3-15 授業評価の実施・評価体制はあるか

可 一部の学科で授業アンケートを実施している。評価が高い授業のシラバス等を共有することにより、授業全体の質の向上に役立てている。

教員のインストラクションスキル、授業の質や学生の習得率の向上に繋げるため、今後は、全 科目での授業評価の実施を目指すことにしている。

また、毎回の振返り小テストの実施、分かりやすくするための工夫として、図表を多く取り入れ ビジュアル化を図るなど知識の確実な定着に向けた授業改善の取り組みも進めている。

3-16 育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか

可 関連法令や専修学校設置基準等に基づき、必要資格を有するなど、専門性を重視するととも に学校の教育理念・方針、育成人材像への理解が深い教員を採用している。

また、それぞれの学科が目指す分野のスペシャリストや、非常勤講師として高い専門性を持った講師や現場で活躍中の講師を採用している。

採用に当たっては、教員自身が自らのスキルアップに積極的で、研究成果等を学生に還元することに努める姿勢を重要視している。

教員の学会での演題発表など、教員の学術研究活動は、「学術活動報告書」としてまとめられ、学内で活用されている。

教員の教授内容やスキルアップ等のため、学校と設置法人でそれぞれ研修を実施している。

3-17 成績評価・単位認定の基準は明確になっているか

可 成績評価及び履修の認定基準は、学則及び学則施行細則に規定され、「教育指導要領」に明記されている。学生に対しては、「学生便覧」に明記し、周知されている。

3-18 資格取得の指導体制はあるか

可 学科目標に沿った国家資格取得に対して、100%合格を目標に、それぞれの資格に応じた 指導体制を整備している。

教育課程(カリュキュラム)の中で取組む一方、個々学生の習熟度の応じて、授業時間外や 休日での補講、補習指導を実施するなど、きめ細かい対策を講じている。

国家試験対策について、設置法人を含むグループ内において、「国家試験対策センター」を 置き、情報交換を行い、スケールメリットを生かした取組みを行っている。

また、不合格であった場合、卒業後も本人の希望に応じて、補講への参加案内や個別の指導体制を執るなど継続した支援を行っている。

基準4 教育成果

4-19 就職率(卒業者就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られているか

可 学科の教育目標に沿った職種に全員を就職させることを目標に組織体制を整備し、学生の 就職活動を支援している。平成 20(2008)年度から平成 22(2010)年度までの 3 年間の専門就 職率は、全学科平均で 99.5%の実績を上げている。

学内に就職支援組織のキャリアセンターを設置するとともに、教務部に「就職委員会」を置き、構成する各学科の就職担当教員は協力して「就職の心得」の講義や「就職虎の巻」(冊子)を作成・配布するなど学科を越え、全学的な活動を展開している。

学生の就職活動は、年度を通してスケジュール化され、就職対する意欲が低下しないよう工 夫されている。設置法人内の他校と、情報交換を行い、問題点を共有化するなど、迅速な課題 解決に向け、グループとしての強みを生かしている。

4-20 資格取得率の向上が図られているか

可 学科の教育目標に沿った国家資格取得の目標 100%を掲げている。

国家試験対策の指導の体制として各学科に「国家試験対策委員」を置いている。また、設置法人及びグループ組織である「国家試験対策センター」や同一学科で構成する「教育部会」を中心に、国家資格受験対策に関する情報収集や試験結果の検証を実施して、資格取得率の向上を図っている。国家資格試験の合格率は、平成20(2008)年度から平成22(2010)年度までの3年間で全国平均を上回る水準を維持しているが、非常に高い水準を維持している学科・資格がある半面一部の資格では、下回る年度もあり、今後、合格率の安定化のため、基礎学力の定着化など、より一層のきめ細かい指導が必要であるとしている。

4-21 退学率の低減が図られているか

可

中途退学率 4%以下を目標に、教育システムの構築や、相談体制の充実など、学生支援体制の整備を行っている。当該専門学校の開校以来の平均中途退学率は 5%前後で推移している。退学率低減の対策として、中途退学の主な要因となっている「学力不足」、「健康問題」について、早期発見・早期解決を図るため、定期的な面接、教員間の連携、保護者との連携などに取組んでいる。

特に「学力不足」への対応として、1 年次から 2 年次の早い段階で補講を実施している。また、設置法人により、教員のカウンセリングマインドの習得を目的とした研修実施に力を入れ、担任教員、学科長、教務部長と専門カウンセラーとの連携など組織的、体系的な取組みがなされている。

4-22 卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか

可 卒業生、在校生の社会や関連する業界からの評価は、在校生の実習受け入れや求人票の 水準の高さから一定の評価を受けているとしている。卒業生の具体的な活躍は、学術研究会な どでの演題発表実績や各種研修会の講師として登壇実績などで確認している。

一方、卒業生の職場での評価は、「就職フェア」、実習地訪問の際など、職場の上司等から情報を収集している。在校生は学外での実務研修やボランティア活動、卒業研究などを通して、社会へのアプローチを果たしているとしている。

基準5 学生支援

5-23 就職指導に関する体制は整備されているか

可 就職相談や就職活動の支援を行うため、「キャリアセンター」を設置し、専任職員を常駐させている。設置場所は施設の中心に位置し、就職相談に随時対応できるよう学生の利便性に配慮している。「キャリアセンター」では、求人票の提示を行うとともに、「履歴書の書き方」や「電話のかけ方」など就職活動に対する様々な相談に対応している。

「キャリアセンター」は、卒業生にも開放され、転職などの相談に対応している。

また、教務部に、就職担当教員を構成員とする「就職委員会」を置き、学生の就職活動の指導体制を強化している。各教員向けに、「就職指導マニュアル」を作成し、教員の就職指導をサポートしている。

就職活動対策は、ガイダンス、個人面談、模擬面接の実施など年間スケジュールを策定して、計画的かつ継続的に行っている。

法人設置の 5 校で「就職フェア」を開催しており、卒業年次の学生ばかりでなく1 年次から参加でき、早くから、医療福祉系の団体等の人事担当者と面談を行う機会を提供している。当該フェアは一般にも開放しており、求職活動における地域貢献としても意義ある活動となっている。

また、学内においても就職実績のある事業所や実習先の要請に応じて「就職説明会」を実施している。卒業年次の学生を対象に、模擬面接や学んだ知識や技術を職場で十分生かせるようコミュニケーションスキルの研修も行っている。

5-24 学生相談に関する体制は整備されているか

可 「スチューデントサービスセンター」という名称で学生相談室を設置し、学生生活全般における 不安や悩みの相談に応じている。

相談室には専任カウンセラーを置き、定期的に相談日を設け、特にカウンセリングの必要な学生に対応している。

教職員に対し、カウンセリングに対する基礎知識・技術の研修を実施し、専任カウンセラーとの連携により、学生支援の向上を図っている。当該研修受講を通して、設置法人は、JESC(滋慶教育科学研究所)による独自のカウンセリング資格制度を設けている。

※ JESC(滋慶教育科学研究所):設置法人が設置している研究機関

教育システムを構築し、教育ノウハウを蓄積すると共に、教職員・講師の質的向上を目指すこと を目的に、設置法人が設けている研究機関。

5-25 学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか

可 専門的な研修を受けた事務局職員 3 名を「フィナンシャルアドバイザー」として配置し、奨学 金制度の利用など学費に関する学生の相談に応じている。

奨学金制度は、学生支援機構の公的奨学金を基本とし、4 月に説明会を実施、面談を経て 決定している。その他、政府系及び一般金融機関のローンについて、相談の上、適宜紹介して いる。また、学生の事情に応じて、学費の分納制度を実施している。

5-26 学生の健康管理を担う組織体制はあるか

可 学校保健安全法に基づく定期健康診断は、毎年度 4 月に実施している。平成 20(2008)年 度から平成 22(2010)年度までの 3 年間の受診率は 100%を維持している。

再検査の学生については系列の医療施設で受診させている。

心身の健康面での相談は、系列の医療機関が窓口となり、専門医が対応している。

また、禁煙指導を徹底し、一人暮らしセミナーを開催するなど、健康に対する啓発として、日常生活の改善指導にも取組んでいる。

5-27 課外活動に対する支援体制は整備されているか

可 現在、バレーボール部、サッカー部、野球部、バスケットボール部、バドミントン部、ダンス部、ゴスペル部、華道部等が活動しており、各部に顧問として教職員が携わっている。

各部は、学内組織の「学友会」により運営されている。運営は、学生が主体となって行っており、顧問は試合の引率役などサポート役を基本としている。

5-28 学生寮等、学生の生活環境への支援は行われているか

可 遠方から入学する学生のために、指定学生寮を設置している。当該学生寮は「寄宿舎規程」 により運用されている。寮生へのサポート体制は、食事付きの学生寮においては、寮長を配置 し、生活指導や健康管理等を行っている。

一方、自炊式の学生寮については、生活アドバイザーが定期的に巡回し、管理している。学生寮の維持管理は関連会社に委託して、運営している。

年度の初めには、入学する学生向けに「一人暮らしセミナー」を開催し、健康、防犯、防災についての生活指導を行っている。また、寮長と学校の間で連絡体制も整備している。

5-29 保護者と適切に連携しているか

可 保護者への情報発信の場として、定期的に保護者会を開催している。保護者会は学科毎に 開催され、希望者には個別懇談に応じている。

入学前、入学時、就職活動時、卒業時などに開催する保護者会は、学校の教育方針や就職活動の説明を行う機会であり、学生支援のための重要なプログラムであると位置づけている。

また、年2回、成績通知を発送時に、学則、学園新聞など、学生の状況、各学科で開催される行事についての案内など情報提供を行っている。

学生の個々の問題に対しては、必要に応じ、直接、担任教員や学科長及び教務部長が保護者に連絡を取り、解決に当たっている。

5-30 卒業生への支援体制はあるか

可

卒業生はすべて同窓会会員となり、同窓会を中心に卒業生への支援体制を構築している。 同窓会は現在では、学科毎の開催を基本としている。同窓会は各専門分野に、講習会、セミナーとして開催され、スキルアップ、キャリアアップの場であり、卒後教育の一環として活用されている。また、卒業生には生涯就職支援システムとして、キャリアセンターにおいて再就職支援も行っている。国家試験不合格の卒業生には、個々に応じた対策や補講の案内など、きめ細かく対応している。同窓会組織は、卒業生自身のためばかりでなく、就職先、実習先の確保など学校運営上にも重要なネットワークとして機能している。

基準6 教育環境

6-31 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか

可 施設・設備は、専修学校設置基準を満たし、厚生労働省指定養成施設に該当する学科における実習室等に求められる法令上の要件を満たしている。

特に、医療・福祉の分野でスペシャリストを目指して技術を磨くための設備や機器を完備し、 現場と同じ実習環境を学生に提供するよう配慮している。

施設・設備のメンテナンスは、主に関連企業に業務委託され、故障時の迅速な対応により教育環境が維持されるよう努めている。実習等に必要な機器類は、担当教員が管理し、故障等への対応をしており、支障はないとのことだが、定期的な保守点検の必要性について、組織的な検討が望まれる。

特徴ある施設として、言語聴覚士学科の学内実習施設として「ことばの相談室」を開設している。週3回、年間7カ月間、主に小児で、言葉とコミュニケーションに困難を抱える方に対する機能の維持、回復のための、検査、訓練、助言指導を行っている。

当該施設は、学校の教育資源の活用を通じて地域社会に貢献することを趣旨としているが、活動には、教員の指導の下、学生も演習・見学として参加しており、貴重な臨床経験の機会ともなっている。当該施設は 6 階に位置し、階段の手すりの桟の幅が広くなっており、これまで、事故は無いとのことだが、小児も利用することから、より一層の安全対策への配慮が望まれる。

大規模な改修計画は、建物の点検を行い、今後5年間の大規模補修計画を策定している。

6-32 学外実習、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか

可 教育活動において、学外実習(臨床実習)と海外研修等は、重要な位置づけがなされている。学外実習は、必修科目で、現場実習の目的が十分果たせる実習先を確保している。

初年次から学外実習の事前教育として「見学実習」を導入し、学外実習をより充実させるための取組みも行われている。また、実習先の指導者と十分連絡調整できるよう、目標の設定、指導方法などについて「実習指導者会議」を開催している。実習終了後は、実習日誌やレポートの提出を義務付け、「実習報告会」での発表などを通して、指導内容の定着を図っている。

教育理念である「国際教育」の一環として、海外研修を実施し、報告書等の評価を行い履修の認定を行っている。不参加の学生に対しては、国際関係に関する講義科目を用意し、不利にならないよう配慮している。研修成果は、「海外研修プログラム報告書」として公表している。

6-33 防災に対する体制は整備されているか

可

「防災規程」、同マニュアルにより、教職員の役割分担、学生への情報提供など防災組織体制を規定している。年1回の火災避難訓練を実施し、AED、消火器など救急時における機器・備品も準備し、定期検査も行っている。AEDの使用方法は、今後、全教職員への講習の実施が課題である。また、防犯カメラの設置や警備員の配置など、学校安全対策に努めている。

大規模な震災等に対応するため、学生の「安否確認システム」を稼働させ、学内における非常食等の備蓄については、3日間の備蓄品など具体的な検討を開始している。

その他、一人暮らしセミナーの中で、防災への注意喚起を行っている。

基準7 学生の募集と受け入れ

7-34 学生募集活動は、適正に行われているか

可 社団法人大阪府専修学校各種学校連合会に加盟し、同会の定めたルールに基づき、募集 開始時期、募集内容(入試日程、入試制度、特待生試験、学費明記など)を遵守している。

また、設置法人の「広告倫理委員会」の方針に基づき、学校案内等について、事務局長や広報責任者がチェックするなど、学生募集の際に受験生に対して就職実績など正確な情報の提供を心がけている。

学校案内は入学前から卒後までフローとして示されており、実際の学生生活をイメージできる 分かりやすい内容となっている。

募集活動や広報活動で取得した個人情報は「校内個人情報取扱委員会」により管理され、 情報の流失や目的外使用には厳正に対処している。

7-35 学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか

可 当該専門学校が実施した入学者のアンケート結果によると、就職実績、資格取得実績、教育 内容が学校選択の大きな要因となっていることから、学生募集活動においては、就職、資格取 得の成果を正確に伝えることを方針としている。

これらの教育成果を正確に伝えるため、当該専門学校では、国家試験合格率の数値は、学校案内に掲載せず、学校説明会、保護者説明会において公表し、実態の正しい理解の上での、正確な情報提供に努めている。

7-36 入学選考は、適正かつ公平な基準に基づき行われているか

可 入学選考については、学則及び学内で決定した「入学選考に関する方針」に基づき、適正・ 公平に実施している。

7-37 学納金は妥当なものとなっているか

可

学納金は、人件費、実習費、施設管理・運営費費などを算定基礎として算出され、改定が必要な場合は、収支計画に基づき、新たな学納金について、理事会に諮り、承認を受け、決定している。学納金の算定基礎となっている人件費等諸経費は、毎年度、各学科等において、厳正にチェックしている。

保護者等の経済的負担に考慮し、徴収する授業料や経費等は、年間で必要なすべての経費について、明確に表示することを方針としている。

また、入学辞退者に対する授業料等の返還は、学則に定め、適正に処理している。

基準8 財務

8-38 中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか

可 当該専門学校においては、在籍者数の増加に伴い学生生徒等納付金も増加傾向にあるものの、収入と支出を比べると、結果として消費収支差額は、100%以上となっている。在籍者が増加傾向にあるとはいえ引続き、定員充足を目指し、年度収支の改善に向けた取り組みが望まれる。

一方、法人全体では、流動資産と固定資産のバランスが良く、現預金等の状況から、財務基盤は安定しているといえる。

8-39 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか

可 予算の編成及び執行に関する規定は、「寄附行為」、「予算管理規則」、「経理規則」に定め られている。

予算・収支計画に関して、事業計画中の「5 年後の将来像」に、具体的な人件費、経費比率の目標数値を記載するなど、中長期的な視点を持っており、単年度予算の編成は、収支計画に基づき、適切な手続きを経た上で確定し、組織内で周知徹底が図られている。

また、予算の執行は、四半期毎に法人に報告し、予算実績対比等を管理する仕組みを整備している。

8-40 財務について会計監査が適正に行われているか

可 法人寄附行為に基づき監事が監査を行い、その結果を監査報告書に記載し、理事会及び 評議員会へ報告している。

別途、中間決算、年度決算のための会計帳簿、証憑書類等の整備にあたっては、公認会計士に指導を受けている。

8-41 財務情報公開の体制整備はできているか

可 「財務情報公開規程」を整備し、具体的な事項については「情報公開マニュアル」を作成して、開示請求にも対応できる体制を整備している。

また、設置法人全体の財務情報は、学校法人大阪滋慶学園のホームページ上に「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」を公表している。

基準9 法令等の遵守

9-42 法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか

可 設置法人において、関係法令や学内規程の遵守に対して「コンプライアンス推進規程」を整備している。

また、コンプライアンスを法人内で徹底させるための組織として設置法人に「コンプライアンス 委員会」を設置し、行動規範や規程の策定、研修の実施、内部通報の処理など行っている。 各学校あて、委員会が設置された旨の通知を行っている。

9-43 個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか

可 個人情報保護に関する基本理念を実践するために設置法人において「個人情報保護基本 規程」を整備している。

法人に「個人情報保護委員会」を学内に「個人情報取扱委員会」を設置し、マニュアルの整備や教職員教育、個人情報の保存、管理等を行っている。

教職員に対しては、就業規則等に個人情報保護を明記し、定期的な研修を実施し、各自に「個人情報保護誓約書」を提出させている。

学生・保護者向けの文書や、対外的な出版物で個人情報に関する事項は、全て「個人情報保護委員会」へ連絡、問合せを行うよう連絡先を「個人情報保護方針」とともに明記し、周知徹底を図っている。

学内で保有している個人情報に関する書類は、取扱責任者が、持ち出し、コピー等について厳重に管理している。大量に個人情報が蓄積されている電磁情報は、管理マニュアルを作成し運用している。また、外部機関「TRUSTe」の認証を受け、ウェブサイト上の個人情報保護や適正利用を図っている。

※ TRUSTe: ウェブサイトにおける個人情報保護と適正利用の推進を目的として米国に設立された法人組織で、ウェブサイトを運営する企業・団体が個人情報をTRUSTeの策定した基準に適合して取り扱っているかを審査し、適合したサイトには認証マークの掲載を認めている。

9-44 自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか

可 学則に規定及び「自己点検・自己評価に関する規程」を整備するとともに、平成 22(2010)年 8月、学内に委員会を設置し、自己点検・自己評価の実施体制を構築している。

同年より、特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構の基準に基づき、自己評価 を実施し、報告書にまとめている。

自己点検・自己評価の実施、結果公表の法令上の義務化に対応し、学内で自己点検・評価を行うことにより、あらためて学校運営の様々な視点から問題点を見出し、さらなる改善を行うことを方針として明確にしている。

9-45 自己点検・自己評価結果を公開しているか

平成 23(2011)年より特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構に加入し、同機構の定める基準により、自己評価を実施し、その結果について第三者評価を実施し、評価結果を公表することとしている。

基準10 社会貢献

可

10-46 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行っているか

可 言語聴覚士学科の施設である「ことばの相談室」は、主として臨床実習の前の学生が、専任 教員の指導により、指導・援助等の演習施設として設置しているが、言葉とコミュニケーションに 困難を抱える地域の方々にも開放している。対象は主に小児であり、相談に対応するとともに 「機能の維持」、「機能の回復」のための検査・訓練を行っている。

また、視能訓練士学科では、視覚異常の早期発見のための「幼稚園健診」、「保育園健診」を教員の指導及び確認の下に実施している。

当該事業は、学生の臨床経験を豊かにする機会提供であるが、社会貢献としての意義について考える機会としても有効に機能している。

本校は、国家資格取得を目指す学科が多く、定められた教育課程(カリュキュラム)のとの関係で時間的な制約はあるが、地域や関連業界との連携は不可欠であると認識しており、教育資源を生かした社会貢献に今後も積極的に取組んでいきたいとしている。

10-47 学生のボランティア活動を奨励、支援しているか

可 学校教育に支障のない範囲で、学生の積極性や自発性など社会性を育む上でボランティア 活動は、有意義であると認識し、その推進を図るため「ボランテイア規程」を整備し、学校の責務 とリスク対応などを規定している。

近隣の福祉施設、医療機関、自治体等と連携して各団体や学生からの受付、参加者募集など学科毎に窓口を設置し行っている。

一部の学科では、ボランティア活動の対象や履修要件、成績評価基準を等を定め、履修として認定している。

今後、学校教育との両立を図りながら、ボランティア活動の範囲を広げるなど、学生のボランティア活動を支援するため、教務部のコーディネーター機能を充実させていくとの考えを明らかにしている。